

令和7年5月 9 日

各園 代表者 様

千葉市こども未来局
幼児教育・保育部幼保運営課

令和7年度保育士等給与改善事業補助金の申請書等の提出について(依頼)

このことについて、下記のとおり関係書類の提出をお願いいたします。

記

1 提出期限

令和7年5月21日(水)

2 提出方法

下記提出書類をメールに添付のうえ、下記アドレス宛に電子データ(Excel ファイル)を送付してください。押印の見直しに伴い、令和7年度より紙の提出は不要とします。

3 送付先メールアドレス

unei-josei@city.chiba.lg.jp

4 提出書類(すべてひとつの Excel ファイル内)

- (1)職員現況調書(職員名簿)
- (2)給与改善費算出内訳表
- (3)様式第1号 千葉市保育士等給与改善事業補助金交付申請書
- (4)様式第10号 千葉市保育士等給与改善事業補助金概算払請求書 (※概算払いを希望する園のみ)

5 配布資料

- (1)給与改善補助金申請書類(一つの Excel ファイルに上記提出書類がまとまっています)
- (2)千葉市保育士等給与改善事業 留意事項・Q&A

6 注意点

(1)交付申請をするとともに、概算払いの月数を選択していただきます(1か月分～最大11か月分)。仮に今年度の1年間の実績額が概算払額を下回ってしまった場合、差額は翌年度の5月に千葉市に返還いただきます。この場合、やむを得ずかなり短期間での処理を依頼することとなり、ご負担も大きくなりますので、返還金が発生しないよう、よくご検討をお願いいたします。また、過年度に戻入が発生した園に対しては、概算払い月数を減らしていただけないか、ご提案することがございます。予めご了承ください。

- (2)概算払は6/30に予定している年1回のみですので、ご注意ください。特に、概算払いを「●か月分」と選択いただきますが、これは概算払い時にどれほどの月数分を受け取るかの希望をお伺いする事項であって、●か月ごとに千葉市からの振込を希望する、という意味ではありませんので、ご注意ください。
- (3)千葉市手当は、原則として毎月お支払いいただくものになります。年度途中での採用・復帰や、雇用形態の変化などがあった場合には、支払い漏れのないよう、よくご注意いただきますようお願ひいたします。

7 その他

保育業務とその他業務（事務や調理など）を兼務している場合の取り扱いについて

- ・保育業務とその他業務（事務や調理など）を兼務している職員については、令和6年までは「●時間以上保育業務に従事する必要がある」といった要件を明示しておりませんでしたが、当該制度の趣旨や、千葉県の補助要件を踏まえ、令和7年度より、1日6時間以上かつ月20日以上保育業務に従事していることを要件とするよう運用を変更予定です。
- ・運用変更は令和7年度からといたしますが、令和6年度において、上記要件に該当しない方に千葉市手当を支給していた場合や、支給する前提で採用した場合は、経過措置として令和7年度末までは支給することといたしますが、運用変更の趣旨をご理解いただき、可能な限り早期に対応いただきたく存じます。
- ・経過措置の対象者については、今回提出の「職員現況調書（職員名簿）」の備考欄に「保育及び事務」等とご記載ください（令和8年度当初交付以降は記載不要）。

	～R6	R7（今回）	R8～
補助対象	保育業務に従事していれば兼務も可 ※●時間以上保育業務に従事といった要件はなし	保育業務に1日6時間以上かつ月20日以上勤務していれば兼務も可 ※R6に支給していた者等は経過措置として左記同様とする。	保育業務に1日6時間以上かつ月20日以上勤務していれば兼務も可
申請 実績報告	兼務している職員は「職員現況調書（職員名簿）」の備考欄に「保育及び事務」等と記載	兼務している職員のうち経過措置の対象となる者は、「職員現況調書（職員名簿）」の備考欄に「保育及び事務」等と記載	備考欄への記載不要

※上記はあくまで現時点での予定となります。

最終的には令和7年9月2日の保育園等連絡会議までに、令和8年度以降の対応をお示しいたします。

【担当】 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所 高層棟8階 千葉市役所こども未来局 幼児教育・保育部幼保運営課 助成第1班 中田・神谷 電話 043(245)5729 電子メールアドレス unei-josei@city.chiba.lg.jp
--